

## 新旧対照表

改正後（新）	改正前
<p>奈良県居宅介護職員初任者研修等事務取扱要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第18条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成16年3月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第1条 この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この要綱の適用日前に全身性障害者移動介護従業者養成研修を実施する者として奈良県知事から指定を受けた事業者については、平成28年3月31日までに修業する研修に限り、なお従前の例による。</p> <p>（特例措置）</p> <p>第3条 平成18年9月30日から平成28年3月31日の間においては、従前の要綱で定められた全身性障害者移動介護従業者養成研修課程について、平成18年9月29日厚生労</p>	<p>奈良県居宅介護職員初任者研修等事務取扱要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条～第18条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成16年3月15日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成21年11月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>第1条 この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この要綱の適用日前に全身性障害者移動介護従業者養成研修を実施する者として奈良県知事から指定を受けた事業者については、平成28年3月31日までに修業する研修に限り、なお従前の例による。</p> <p>（特例措置）</p> <p>第3条 平成18年9月30日から平成28年3月31日の間においては、従前の要綱で定められた全身性障害者移動介護従業者養成研修課程について、平成18年9月29日厚生労</p>

働省告示538号第1条第20号に規定する全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として奈良県知事が認めるものとみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の改正前の行動援護過程又は重度訪問行動障害支援過程の内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

第3条 令和3年3月31日までの間に、この要綱の改正前の内容の研修を修了し、事業者から当該研修の過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、この要綱の改正後の研修の過程を修了し、事業者から当該研修の過程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

働省告示538号第1条第20号に規定する全身性障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として奈良県知事が認めるものとみなす。

別紙1 行援護従業者養成研修課程

課程	区分	科目	目的	内容	時間数	講師要件	備考	
行動援護従業者養成研修	講義	強度行動障害がある者の基本理解に関する講義	(略)	(略)	1.5	(略)		
			(略)	(略)		(略)		
		強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	(略)	(略)	5	(略)		
			(略)	(略)				
			(略)	(略)				
			(略)	(略)				
		強度行動障害のある者へのチーム支援	(略)	(略)	3			
		強度行動障害と生活の組み立て	(略)	(略)	0.5			
	演習 14時		基本的な情報収集と記録等の共有	(略)	(略)	1		(略)
			行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	(略)	(略)	3		
行動障害の背景にある特性の理解			(略)	(略)	1.5			
障害特性の理解とアセスメント			(略)	(略)	3			
環境調整による強度行動障害の支援			(略)	(略)	3			
記録に基づく支援の評価			(略)	(略)	1.5			
	危機対応と虐待防止	(略)	(略)	1				
合 計					24			

別紙1 行援護従業者養成研修課程

課程	区分	科目	目的	内容	時間数	講師要件	備考	
行動援護従業者養成研修	講義	強度行動障害がある者の基本理解に関する講義	(略)	(略)	2.5	(略)		
			(略)	(略)		(略)		
		強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	(略)	(略)	3.5	(略)		
			(略)	(略)				
			(略)	(略)				
			(略)	(略)				
		強度行動障害のある者へのチーム支援	(略)	(略)	2			
		強度行動障害と生活の組み立て	(略)	(略)	2			
	演習 14時		基本的な情報収集と記録等の共有	(略)	(略)	1		(略)
			行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	(略)	(略)	2.5		
行動障害の背景にある特性の理解			(略)	(略)	2.5			
障害特性の理解とアセスメント			(略)	(略)	2.5			
環境調整による強度行動障害の支援			(略)	(略)	3.5			
記録に基づく支援の評価			(略)	(略)	1			
	危機対応と虐待防止	(略)	(略)	1				
合 計					24			

別紙1 重度訪問介護従業者養成研修課程・行動障害支援課程

課程	区分	科目	目的	内容	時間数	講師要件	備考
重度訪問 介護従業 者養成研 修課程・	講義 6時間	強度行動障害がある者の基本理解に 関する講義	(略)	(略)	1.5	(略)	
				(略)	(略)		
		強度行動障害に関する制度及び支援 技術の基礎的な知識に関する講義	(略)	(略)	5	(略)	
				(略)			
				(略)			
演習 6時間	基本的な情報収集と記録等の共有	(略)	(略)	1	(略)		
			行動障害がある者の固有のコミュニ ケーションの理解	3			
			行動障害の背景にある特性の理解	1.5			
合 計					12		

別紙1 重度訪問介護従業者養成研修課程・行動障害支援課程

課程	区分	科目	目的	内容	時間数	講師要件	備考
重度訪問 介護従業 者養成研 修課程・	講義 6時間	強度行動障害がある者の基本理解に 関する講義	(略)	(略)	2.5	(略)	
				(略)	(略)		
		強度行動障害に関する制度及び支援 技術の基礎的な知識に関する講義	(略)	(略)	3.5	(略)	
				(略)			
				(略)			
演習 6時間	基本的な情報収集と記録等の共有	(略)	(略)	1	(略)		
			行動障害がある者の固有のコミュニ ケーションの理解	2.5			
			行動障害の背景にある特性の理解	2.5			
合 計					12		

(第2号様式) 研修カリキュラム(重度訪問介護従業者養成研修課程・行動障害支援課程)

事業所名

(行動障害支援コース)

科目	時間数	担当講師	資格等	研修日時			研修場所
				月 日	曜日	時～時	
開講式							
オリエンテーション							
I 講 義	強 度 行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に あ る 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	1.5					
	強 度 行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	5					
II 演 習	基 本 的 な 情 報 共 有 の 講 義 	1					
	行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	3					
	行 動 障 害 の 背 景 に あ る 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	1.5					
閉講式	12						

(第2号様式) 研修カリキュラム(重度訪問介護従業者養成研修課程・行動障害支援課程)

事業所名

(行動障害支援コース)

科目	時間数	担当講師	資格等	研修日時			研修場所
				月 日	曜日	時～時	
開講式							
オリエンテーション							
I 講 義	強 度 行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に あ る 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	2.5					
	強 度 行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	3.5					
II 演 習	基 本 的 な 情 報 共 有 の 講 義 	1					
	行 動 障 害 に 関 する 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	2.5					
	行 動 障 害 の 背 景 に あ る 講 義 の 基 本 理 解 に 関 する 講 義 	2.5					
閉講式	12						

(第2号様式) 研修カリキュラム(行動援護従事者養成研修課程)

		事業者名					
科目	時間数	担当講師	資格等	研修日時			研修場所
				月日	曜日	時～時	
開講式							
オリエンテーション							
I 講 義	義の強 基 本 行 動 解 に 関 が す る 講 者	強度行動障害とは					
		強度行動障害と医療	1.5				
	関 強 す る 行 動 講 義 障 害 に 関 す る 制 度 及 び 支 援 技 術 の 基 礎 的 な 知 識 に	強度行動障害と制度					
		構造化					
		支援の基本的な枠組みと記録	5				
		虐待防止と身体拘束					
		実践報告					
	支へる強 援のの度 ちある行 動者障 害者障	強度行動障害支援の原則	2				
	組 害強 みと度 立生行 で活動 の障	行動障害のある人の生活と支援の実際	0.5				
	II 演 習	録 報 基 等 収 本 の 集 的 共 と な 有 記 憶	情報収集とチームプレイの基本	1			
ン ニ 有 あ 行 の ケ の る 動 理 ！ コ 者 障 害 シ ミ の 害 コ ユ 固 が		固有のコミュニケーション	2				
特 習 行 性 景 動 に 障 害 理 あ 害 解 る の		行動障害の背景にあるもの	1.5				
ス 理 障 メ 解 害 ン と 特 ト ア 性 セ の		障害特性のアセスメント	2				
援 動 と 環 障 害 強 理 の 度 整 支 行 に		構造化の考え方と方法	2				
備 く 記 支 録 環 に の 基 評 づ		記録の収集と分析	1.5				
虐 危 待 機 防 対 止 と		危機対応と虐待防止	1				
閉講式							

(第2号様式) 研修カリキュラム(行動援護従事者養成研修課程)

		事業者名					
科目	時間数	担当講師	資格等	研修日時			研修場所
				月日	曜日	時～時	
開講式							
オリエンテーション							
I 講 義	義の強 基 本 行 動 解 に 関 が す る 講 者	強度行動障害とは					
		強度行動障害と医療	2.5				
	関 強 す る 行 動 講 義 障 害 に 関 す る 制 度 及 び 支 援 技 術 の 基 礎 的 な 知 識 に	強度行動障害と制度					
		構造化					
		支援の基本的な枠組みと記録	3.5				
		虐待防止と身体拘束					
		実践報告					
	支へる強 援のの度 ちある行 動者障 害者障	強度行動障害支援の原則	2				
	組 害強 みと度 立生行 で活動 の障	行動障害のある人の生活と支援の実際	2				
	II 演 習	録 報 基 等 収 本 の 集 的 共 と な 有 記 憶	情報収集とチームプレイの基本	1			
ン ニ 有 あ 行 の ケ の る 動 理 ！ コ 者 障 害 シ ミ の 害 コ ユ 固 が		固有のコミュニケーション	2.5				
特 習 行 性 景 動 に 障 害 理 あ 害 解 る の		行動障害の背景にあるもの	2.5				
ス 理 障 メ 解 害 ン と 特 ト ア 性 セ の		障害特性のアセスメント	2.5				
援 動 と 環 障 害 強 理 の 度 整 支 行 に		構造化の考え方と方法	3.5				
備 く 記 支 録 環 に の 基 評 づ		記録の収集と分析	1				
虐 危 待 機 防 対 止 と		危機対応と虐待防止	1				
閉講式							